

大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、水素社会の実現に向けた燃料電池車両の普及及び水素利活用の促進を図るため、燃料電池トラックの導入に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）であって、車検証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (2) 燃料電池トラック 燃料電池自動車であり、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- (3) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業その他事業をいう。
- (4) リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、商用自動車の貸付等を行う者をいう。
- (5) 国補助金 環境省が実施する脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、別表1に掲げる者とし、公募により募集する。

(補助対象経費)

第4条 燃料電池トラックの導入に要する経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付するものとする。
2 前項に定める補助対象経費は、燃料電池トラックの導入費用と同規模かつ同等仕様の2015年度の燃費基準に適合したディーゼル自動車の導入費用の差額から国補助金の交付決定額を差し引いた額とする。

(補助率及び補助上限額)

第5条 この補助金の補助率及び補助上限額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 申請者が分かる資料
(法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し）及び申請者の概要・事業概要が分かるパンフレット等)
- (5) 国補助金の交付決定通知書

- (6) 導入予定の燃料電池トラックの概要が分かる資料（仕様書・カタログの写し等）
 - (7) 補助対象経費の内訳が分かる資料（燃料電池トラックの見積書や同規模かつ同等仕様のディーゼル自動車の価格等に関する資料等）
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第7条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 国補助金において求められている期日までに車両登録を完了すること。
- (2) 国補助金において提出が求められている二酸化炭素削減効果等についての事業報告書を、国への提出と同時に、知事にも提出すること。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (7) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
- (9) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合は除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (10) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付されることがあること。
- (11) 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになつたときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (12) 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還する

こと。

(13) 補助対象となる燃料電池トラックは、大蔵省令に定められた耐用年数の期間内は、大分県内の登録とし、使用すること。

(14) 補助対象となる燃料電池トラックをファイナンスリース（転リースを含む。）により提供する契約を締結する民間企業においては、当該燃料電池トラックを、大蔵省令に定められた耐用年数の期間又はそれ以上の期間で契約するとともに、計画期間内は大分県内の登録とし、使用することを契約の条件に盛り込むこと。

(15) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第8条 この補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 この補助金の実績報告は、実績報告書（第9号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 収支精算書（第11号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 実績が分かる写真等
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 この補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第12号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第14条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金から

適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象者
1 以下に掲げる、全てを満たす者。 (1) 燃料電池トラックを大分県内で導入し、使用する個人事業者又は法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）、又は燃料電池トラックを購入し、リース契約等（補助金の額に相当する額を減額して使用料が設定されたものに限る。）により大分県内で導入し、使用する者に使用させるリース事業者 (2) 燃料電池トラックの導入について、国補助金の交付決定を受けた者
2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。） (2) 法人等であって、代表者、役員又は使人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいる者 (3) リース契約等により、所有する燃料電池トラックを暴力団又は暴力団関係者に使用させるリース事業者

別表2（第5条関係）

補助対象者	補助率	補助上限額（千円）
補助対象となる燃料電池トラックを導入する者		
補助対象となる燃料電池トラックを、ファイナンスリース（転リースを含む）により提供する契約を締結するリース事業者	1／2以内	20,000

※交付申請額は千円未満切り捨て